

追放の歴史社会学に向けて

——世紀転換期フランスを事例として——

東京大学大学院 柴田温比古

【1. 目的】

非正規滞在者に対する国外退去は、現代において国家による国境管理が最も先鋭な暴力を伴って発露する局面となっている。国家の領土の外部へと強制的に放逐する国外退去という統治実践は、その対象者が当該社会に築き上げた生活の総体を奪うものであり、また国外退去措置の過程に導入される収容は行政権力による恣意的な行使の危険を多分に含んでいる。日本でも入国管理局による横暴は昨今の入管法改定と相まって徐々に報道され周知され始めている。しかしながら、そうした暴力性にもかかわらず、国家の国外退去に対する権利それ自体はしばしば自明視されている。その背後にあるのは、国家の国境管理への裁量権は主権の当然の要請であり、派生して、国境管理への違反者に対する国外退去処分も国家の安全を維持するために不可欠であるとする正当化論理である。本報告はそうした国外退去＝追放 expulsion の自明性・正当性を再考すべく、その歴史性に焦点を当てる。

【2. 方法】

国境管理を対象とした歴史社会学・社会史的研究では、国民国家化の進展とともに、19世紀後半にそれまでの自由主義的・開放的な国境管理政策から実効的・閉鎖的な「甲殻化」への転換が生じたとされる。国外退去もまたその中で実効的に制度化されていくことになる。しかしフランスでは、19世紀末～20世紀初頭にかけて、国外退去措置の実効化に対する厳しい批判が度々投げかけられた。本報告では、こうした批判とそれに対する応答における双方の正当化戦略を検討することで、追放の歴史性を明らかにしたい。具体的には、国外退去を規定する1849年12月3日法に対する複数の改正案の国会審議過程や、同時期に増殖する追放を対象とした法学の文献を対象として、追放を正当化／批判する異なる論理の交錯の中に、現代的な国外退去の原型の成立を読み取っていく。

【3. 結果】

追放の批判者は、政治難民や居住許可者など、特定のカテゴリに対する追放の批判を主要な関心としていたが、それが追放そのものの否定としばしば接続する形で議論が組み立てられた。こうした批判はある意味で、浮浪者・物乞いや犯罪者など特定の対象が強く意識され、「外国人一般」という抽象性を必ずしも十分に持たなかったそれまでの追放に関する法制定過程に呼応するものだったと考えられる。一方、追放の擁護者は明確に主権や国家の安全の問題として位置付け、複数の異なるカテゴリを包括する上位の規定として追放を正当化した。並行して、政治の外部では、法学が学知としての追放に関する法理論を同様の形で発展させていった。以後、論争の焦点はむしろ追放の裁量権に伴う恣意性の如何に向けられていく。

【4. 結論】

現代の非正規移民の支援の場では、国外退去の根拠としての主権の論理に対抗するため、労働者・患者・生活者など多様な側面を対置する戦略が模索されている。今回の検討では、そうした戦略はある意味では国外退去の制度化の歴史の最初期に現れ、そして消されていったものであったことが確認された。今後はそのことの含意を一層探っていく必要がある。